新潟広域都市圏ビジョン懇談会開催要綱

(目的)

第1条 連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付け総行市第200号)第6に規定する連携中枢都市圏ビジョンの策定等について,関係団体,学識経験者等から幅広い意見を聴取し,多方面から意見交換を行うことを目的として,新潟広域都市圏ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(委員構成)

- 第2条 懇談会は,委員20名以内をもって構成する。
- 2 委員は、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域 全体の生活関連機能サービスの向上」のいずれかの分野に見識を有する者で構成する。

(委員任期)

第3条 委員の任期は令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(会議)

- 第4条 懇談会の会議は、市長が招集する。
- 2 市長が必要と認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 懇談会の会議は、公開とする。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、新潟市政策企画部において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか,懇談会の運営に関して必要な事項は,市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年12月26日から施行する。

附目

この要綱は、平成29年3月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。